

市有地貸付け公募案内書

本市では、当面の間用途の無い市有地について、一般の皆様を対象に貸付けを行います（一部については実施中）。貸付けは予約制を取っていますので、ご希望の方は、下記事項等資料を確認の上、ご予約ください。

1. 貸付市有地

公募する市有地は別紙貸付市有地一覧のとおり。情報については随時更新を行います。

2. 予約受付

予約は口頭により（電話でも可）随時受付け、市有財産貸付け予約受付登録表により予約情報の登録・管理を行います。なお、予約については以下にご留意ください。

- ・空土地状況が「未整備」のものについては、予約状況等により施設整備の可否を判断するため、予約しても貸付けに至らないことがあります。
- ・予約の先着順に空土地から貸付箇所の選択ができるものとしますが、箇所及び範囲、用途等の条件で折り合わない場合は、次順位の方に選択権が移行します。
- ・連絡がとれない場合は、この予約受付登録表から除外します。
- ・条件が合致した方は申請手続きに移行しますが、追加の貸付希望がなければ、この予約受付登録表から除外します。

3. 申請及び契約

条件が合致した方には普通財産借受申込書を提出していただき、市が資格等を審査した後、市と借受人で賃貸借契約を締結します。この契約書に貼付する収入印紙は、借受人に負担していただきます。

4. 借受人資格

「市有地売払い公募案内書（随時売払い用）」の購入申請資格に準じます。

5. 維持管理

貸付市有地の利用上必要な維持管理については、借受人において行っていただきます。

6. 契約の解除

市は、国、地方公共団体その他公共団体において、貸付市有地を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、いつでも契約を解除できるものとし、借受人は、この契約解除により損害を受けた場合でも、市に対してその損害の補償を請求することができないものとし、ます。

7. 貸付条件

その他貸付条件については、貸付市有地毎に異なりますので、下記担当までお問い合わせください。

—問合せ・申込み先—
下松市財政課施設マネジメント室
TEL 0833-45-1856
FAX 0833-44-2459